

山形県公朝

平成27年10月2日(金) 第2685号

毎週火·金曜日発行

目	次
\vdash	レヘ

	規	則				
○特定個人情報の保護の特例に関する規則・・				(学:	重寸 建 理)	1213
○住民基本台帳法の施行に関する規則の一音						
		<.1		(113	1 .11 10/07	1210
	告	示				
○生活保護法による指定医療機関の指定				(地域福	祉推進課)	同
○生活保護法による指定医療機関の休止の届						1217
○生活保護法による指定介護機関の指定				(司)	… 同
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届	a 出			(司)	… 同
○肥料登録の有効期間の更新				(農業技	術環境課)	… 同
○肥料の登録の失効				(司)	1218
○土地改良区の役員の退任の届出			(村山総合	支庁農	村計画課)	… 同
○土地改良区の役員の就任の届出			(同)	… 同
○県営土地改良事業計画の変更			(同)	1219
○土地改良区の定款変更の認可			(庄内総合	う支庁農	村計画課)	… 同
				同		1220
○道路の区域の変更			(最上総合	支庁建	設総務課)	… 同
○同			(同)	… 同
○県道の供用の開始			(同)	… 同
○同			(同)	1221
○県証紙売りさばき所の変更				···· (会	計 局)	… 同
j	選挙管理委員	会関係				
	告 示	:				
			- (16 -1-)	. Immt .		
○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55長	, 一 一 不 在 者 投 票 の 一 に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に の に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る 。 に 。 る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	かできる病院等	の指定) 0)一部改]	E	1222
	公	告				
○一般競争入札の公告			(杜山松/	* 古宁建	設総務課)	同
○ 加入が、サストにのムロ			(小) 口小心口	1人/1年	以 心 4方 1木 /	l i- 1
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	 現	——				
	<u> </u>					
特定個人情報の保護の特例に関する規則をこ	ここに公布する。					
平成27年10月2日						
		山形県知事	吉	村	美栄	子
山形県規則第58号			_		2 - 71°	•
特定個人情報の保護の特例に関する規則	IJ					
(趣旨)						

第1条 この規則は、特定個人情報に関し山形県個人情報保護条例施行規則(平成13年3月県規則第25号)の特例 を定めるとともに、特定個人情報についての山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号。以下「保護

条例」という。) 及び特定個人情報の保護の特例に関する条例(平成27年7月県条例第40号。以下「保護特例条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報取扱事務の登録)

- 第2条 保護特例条例第4条の規定により作成する保護条例第4条第1項に規定する登録簿は、別記様式によるものとする。
- 2 前項の登録簿に記載する事項についての山形県個人情報保護条例施行規則第3条第2項の規定の適用については、同項第3号中「個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報」とあるのは「特定個人情報」と、「利用及び提供の有無」とあるのは「提供先」と、同項第5号中「有無」とあるのは「有無(再委託の有無を含む。)」とし、同項第4号の規定は、適用しない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定個人情報についての保護条例及び保護特例条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

記様式	特 定 個 人 情 報 取 扱 事 務 登 録 簿
登録番号	事務の区分 □共通事務 □固有事務
登録年月日	年 月 日 開始時期 年 月 日
事務の名称	
事務の目的	
組織の名称	登録担当課 特定個人情報保有課
対象者の範囲	
	□識別番号 □家族状況 □氏名 家 □親族関係 □収入状況 基 □住所
記録項目	的 □電話番号
収集先	祝 □ □ 他 □
提供先	
委託の有無	□有(再委託の有無 □有 □無) □無
備考	

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第59号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則(平成14年8月県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

第3条第1項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改める。

第4条中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

第5条第1項及び第3項中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

別記様式第1号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

別記様式第2号中

Г					
	住民票コード	生年月	目	性別	<i>t</i> .
	氏 名				を
Г					
	住民票コード	個人番	号		に改める。
	氏 名	生年月	日 日	性別	

別記様式第3号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第4号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県告示第811号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
軽井沢クリニック	上山市軽井沢二丁目3番29号	平成27. 9. 1
けんじ脳神経クリニック	東根市神町中央一丁目8番11号	同
まき歯科クリニック	最上郡金山町大字金山319	同
えがお薬局酒田店	酒田市浜松町1番19号	同

山形県告示第812号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出が あった。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	休止年月日	
五	+	嵐	ハ	_	٢	ク	リ	=	ツ	ク	鶴岡市	美咲	·町2	4番8	3号						平成27. 9. 8	8

山形県告示第813号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
	居宅療養管理指導		
よこやまクリニック	介護予防居宅療養	米沢市東一丁目3番21号	平成27. 3. 1
	管理指導		

山形県告示第814号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ドレミファ	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	東田川郡庄内町松陽三丁目1番4号	平成27. 7.31

山形県告示第815号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

登録番号	肥料の	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の	生 産	業者	有効期限
23%留力	種 類	ルイヤックロイ外	保証成为重(%)	規 格	名 称	住 所	有别别限
山 形 県 第446号	混合有機質肥料	豆腐かす混合 米ぬか油粕	窒素全量2.5りん酸全量5.5加里全量2.0	含さ害最らい規約の量公のというできる分がは格がした。 まるの はい	コーユ株式会社	酒田市松美町13 番地212	平成 30. 9.13

山形県告示第816号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規 格	生 産		失 効 年月日
	性			况 俗	名 称	住 所	年月日
山形県第470号	混合有機質肥料	花・果樹・野菜の詩	窒素全量4.0りん酸全量7.0加里全量3.0	含さ害なが、大はない。 まれの 最いの 最いの 最いの 最いの という おり とおり という おり という はいり という	株式会社エルデック	酒田市松美町 3 番70号	平成 27. 8.25

山形県告示第817号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、龍湖土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏		名			住	所
理事	武	田	昌		俊	山形	市蔵王半郷72番地	
同	堀		利		光	同	蔵王温泉34番地	
同	齋	藤	正		昭	同	蔵王堀田3番地の5	
同	髙	橋	富	司	雄	同	蔵王上野8番地	
同	武	田	尚		明	同	44番地	
同	髙	橋	伊	Ξ	雄	同	1063番地の1	
同	井	上	善善		弘	同	蔵王半郷60番地	
監事	井	上	弘		志	同	蔵王上野497番地の4	
同	鈴	木	定		美	同	蔵王半郷7番地	

山形県告示第818号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、龍湖土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	池	野	勇	男	山形市蔵王上野1588番地の1	

<u> </u>	堀		利	光	同	蔵王温泉34番地
ij	草	苅	健	_	同	蔵王堀田397番地
1	武	田	尚	明	同	蔵王上野44番地
1	髙	橋	伊三	雄	同	1063番地の 1
1	井	上	善	弘	同	蔵王半郷60番地
<u>1</u>	池	野		衞	同	南半郷53番地の2
事	荒	井	茂	雄	同	蔵王上野12番地
1	鈴	木	定	美	同	蔵王半郷7番地
	司 司 司 司 司	京 京 市 井 池 荒	車 苅 司 武 司 高 司 持 上 野 事 荒	司 草 苅 健 司 武 田 尚 司 高 橋 伊 三 司 井 上 善 司 沖 上 夢 司 沖 大 事 荒 井 茂	可 草 苅 健 一 司 武 田 尚 明 司 髙 橋 伊 三 雄 司 井 上 善 弘 司 池 野 衞 事 荒 井 茂 雄	可 草 苅 健 一 同 可 武 田 尚 明 同 可 髙 橋 伊 三 雄 同 可 井 上 善 弘 同 可 土 野 衛 同 事 荒 井 茂 雄 同

山形県告示第819号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営滝ノ沢地区土地改良事業(農村災害対策整備事業)計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営滝ノ沢地区土地改良事業 (農村災害対策整備事業) 変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する場所
 - 村山市役所
- 3 縦覧に供する期間

平成27年10月8日から同年11月9日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第820号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称 笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地 鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日平成27年9月18日

山形県告示第821号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称 西郷十地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市下川字前田元15番地

3 認可年月日平成27年9月25日

山形県告示第822号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月2日から同月15日まで縦覧に供する。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長	
最上郡大蔵村大字清水字比良321 同 559	4番2から 7番1まで	旧	40.5 メートル く 18.1	メート 55	トル
同	上	新	42.0 メートル く 18.1	同上	

山形県告示第823号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月2日から同月15日まで縦覧に供する。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区		間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
最上郡戸沢村大字角/ 同	字片倉1917番13から 1917番8まで		旧	21. 5 メートル く 14. 5	41	メートル
同		上	新	34.0 メートル く 16.3	同	上

山形県告示第824号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月2日から同月15日まで縦覧に供する。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 大石田畑線

第2685号

2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字比良3214番2から

5597番1まで

3 供用開始の期日 平成27年10月2日

山形県告示第825号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月2日から同月15日まで縦覧に供する。 平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 戸沢大蔵線

最上郡戸沢村大字角川字片倉1917番13から 2 供用開始の区間

> 同 1917番8まで

3 供用開始の期日 平成27年10月2日

山形県告示第826号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更 を次のとおり承認した。

平成27年10月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

	I			
売りさばき人の名称	売りさばき	承認年月日		
及び代表者氏名	変更前	変更後	7 承認年月日	
株式会社荘内銀行 取締役頭取	新庄市栄町6番1号	同 左	平成27. 9.17	
國井 英夫	最上郡最上町大字向町605番5	同 左		
	最上郡金山町大字金山406番地	同 左		
	最上郡真室川町大字新町137番 地6	同 左		
	鶴岡市本町一丁目9番7号	鶴岡市若葉町24番7号		
	鶴岡市大山二丁目16番33号	同 左		
	鶴岡市温海戊577番地1	同 左		
	鶴岡市藤島字笹花25番地	同 左		
	酒田市中町二丁目5番10号	同 左		
	酒田市観音寺字町後33番地の1	同 左		
	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番 地	同 左		

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第40号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。 平成27年10月2日

> 山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

ı	特別養護老人ホームあこがれ	<i>II</i>	大字荒谷字原1973-1345	を
Γ	特別養護老人ホームあこがれ	<i>II</i>	大字荒谷字原1973-1345	1-76127
	地域密着型特別養護老人ホームたかだま	<i>II</i>	大字清池1559番 1	に改める。

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤(塩化ナトリウム)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年10月2日

山形県村山総合支庁長 加 藤 祐 悦

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
 - (2) 日時 平成27年11月12日 (木) 午後1時10分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤(塩化ナトリウム) 1,491,000キログラム
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
 - (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成27年2月 20日付け県公報第2623号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

- ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8186
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ(http://www.pref.yamagata.jp/)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成27年10月27日(火)午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1, 491, 000kg
 - (2) Time-limit for tender: 1:10 P.M. November 12, 2015
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan TEL023 (621)8186